

愛媛県犯罪の起きにくい 安全で安心なまちづくり

平成25年4月1日施行

条例

えひめ力の総結集で
地域の防犯力アップ!

★県民
★地域活動団体
★行政
★事業者
★警察



この条例は、県民一人一人の防犯意識の高揚を図るとともに、県民の皆様はもとより事業者、ボランティア団体、関係機関・団体等と連携して犯罪の防止のための自主活動や環境整備に取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心な「えひめ」づくりを推進するものです。

【主な内容】

- 県民等の自主的な活動の促進のため「防犯の日(毎月5日)」と「安全安心なまちづくり旬間(10月11～20日)」を設定
- 自主防犯団体支援センターの設置
- 高齢者等の安全確保
- 学校、通学路における子どもの安全確保
- 犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の整備
- 犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用
- 犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等、防犯責任者の設置等
- 更生保護活動への支援
- 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進
- 犯罪被害者等に対する支援などです。

問合せ 愛媛県・愛媛県警察本部 電話 089-934-0110 へばへ (http://www.police.pref.ehime.jp/)

愛顔あふれる「えひめ」づくり